

高松市公園愛護会連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、高松市公園愛護会連絡協議会（以下「協議会」という。）という。

(組織)

第2条 協議会は、高松市内の公園愛護会の代表者（以下「会員」という。）をもって組織する。

(目的)

第3条 協議会は、各地域の公園愛護会と連絡を密にし、公園愛護会活動の指導育成に努めるとともに、市民の健全な憩いの場としての公園の愛護に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 各公園愛護会との連絡調整
- (2) 公園愛護に関する啓蒙啓発
- (3) 公園愛護に関する情報の収集及び資料の提供
- (4) 公園愛護会だよりの発行
- (5) その他この会の目的達成に必要な事項

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人
- (3) 理事 8人

(役員を選任)

第6条 役員は、会員の互選により選任する。

2 会長、副会長は、それぞれ役員の互選により選任する。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会議の議長となり、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 理事は、協議会の業務の運営に関する事項を協議する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(相談役)

第8条の2 協議会に相談役を置くことができる。

2 相談役は、役員会の承認を得て、会長が会員の中から選任する。

3 相談役は、会長の相談に応じるとともに、意見を述べることができる。

(会議)

第9条 協議会の会議は、総会、ブロック会及び役員会とし、それぞれ会長が招集する。

2 総会は、毎年1回これを開き、ブロック会及び役員会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

3 会議は、会員の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、高松市公園緑地課内に置き、事務局長は別途、役員が会員の中から選任する。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成13年12月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年12月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年12月20日から施行する。